

第7期豊川市障害福祉支援計画等について

1 計画の概要

(1) 計画の概要

- ・「豊川市障害福祉支援計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。
- ・「豊川市障害児福祉支援計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」です。
- ・国の基本指針に基づき、各年度における障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定めます。

項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
基本的な考え方	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し	障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進み具合に応じた必要な見直し
本市における位置づけ	障害者基本計画の生活支援を中心とした施策の具体的な数値目標	障害児通所支援等の円滑な実施を確保する計画

(2) 計画の期間

計画期間は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とし、令和8年度に必要な見直しを行います。

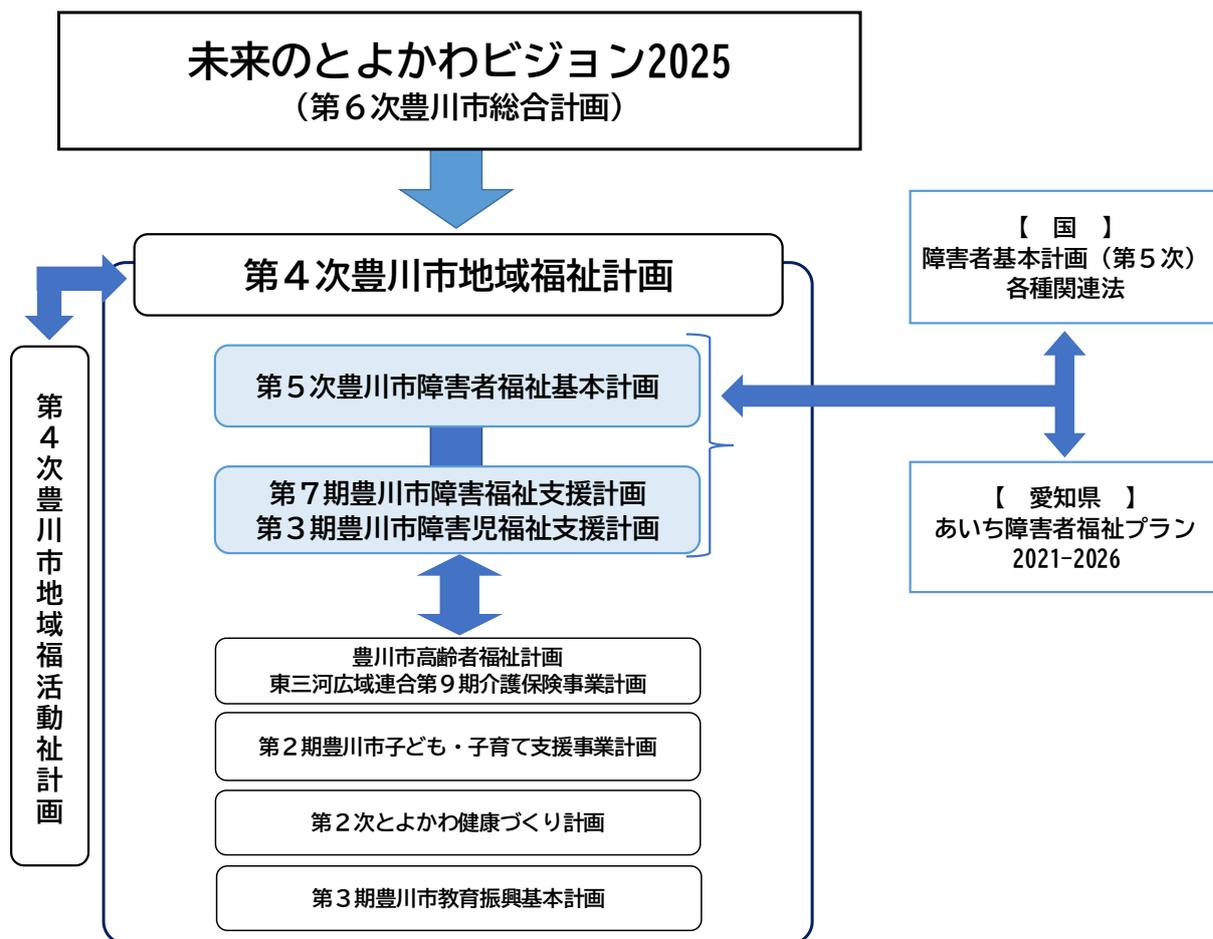
なお、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化など計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
豊川市障害福祉支援計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
豊川市障害児福祉支援計画	第2期計画 (R2～R5)			第3期計画 (R6～R8)			第4期計画 (R9～R11)		

(3) 計画との関係

本計画は、「豊川市総合計画」を最上位計画とし、「豊川市障害者福祉基本計画」の理念のもと、障害福祉サービスや障害児通所支援などに関する実施計画です。

また、福祉分野の総合的・横断的な計画である「豊川市地域福祉計画」のほか、「豊川市高齢者福祉計画」、「豊川市子ども・子育て支援事業計画」、「とよかわ健康づくり計画」、「豊川市教育振興基本計画」等、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図ります。



(4) 計画の策定体制

① 第7期豊川市障害福祉計画等策定委員会の実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された策定委員会において、施策や計画案を検討します。

本年度は全4回の開催を予定しています。(別紙スケジュールを参照)

② アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、障害福祉サービス提供事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状と今後の意向、事業所のサービスの提供状況等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

調査期間は令和5年6月7日から令和5年6月28日であり、現在集計中です。

③ 障害者団体ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体やボランティア団体に調査シートを配布し、アンケートだけでは把握しにくい当事者の意見や支援する立場からの現状・課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

調査は令和5年7月ごろに実施予定です。

2 国の動向

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

- ・令和5年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について」が告示されました。

【主な改正内容】

<p>① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
<p>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定
<p>③ 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
<p>④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域におけるインクルージョンの推進 ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
<p>⑤ 発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

<p>⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
<p>⑦ 障害者等に対する虐待防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
<p>⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
<p>⑨ 障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
<p>⑩ 障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
<p>⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進 ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
<p>⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
<p>⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
<p>⑭ その他：地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

【成果指標】（網掛け：新規項目）

① 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数（65歳以上、65歳未満） ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③ 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④ 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援：令和3年度実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の5割以上【新規】 ・就労継続支援A型：令和3年度実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型：令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：全体の2割5分以上 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

<p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置 ・各都道府県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
<p>⑥ 相談支援体制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施、必要な協議会の体制確保【新規】
<p>⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【活動指標】（網掛け：新規項目）

① 施設入所者の地域生活への移行等



② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 - ・ 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - ・ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - ・ 地域移行支援
 - ・ 地域定着支援
 - ・ 共同生活援助
 - ・ 自立生活援助
 - ・ 自立訓練（生活訓練）
- } : 精神障害者の利用者数
- ・ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（都道府県）

③ 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数
- ・地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等（都道府県）

- ・福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- ・福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- ・福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- ・障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

- ・発達障害者地域支援協議会の開催回数
- ・発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
 - ・保育所等訪問支援
 - ・訪問型児童発達支援
- 】：利用児童数、利用日数
- ・障害児相談支援：利用児童数
 - ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
 - ・福祉型障害児入所施設
 - ・医療型障害児入所施設
- 】：利用児童数（都道府県）
- ・医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】（都道府県）

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置【新設】
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ・基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- ・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- ・相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】（都道府県）
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】（都道府県）

(2) 第5次障害者基本計画

- ・ 障害者基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画です。
- ・ 第5次障害者基本計画は令和5年3月に策定されました。計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。

【基本理念】

- ・ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【各分野に共通する横断的視点】

- ・ 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・ 共生社会の実現に資する取組の推進
- ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ・ P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

【各論の主な内容（11の分野）】

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

【第7期豊川市障害福祉支援計画・第3期障害児福祉支援計画 骨子案】

第1章 計画の策定にあたって

(計画の策定について、計画の位置づけ、計画期間、計画の策定体制 等)

⇒計画策定の趣旨と背景、計画の位置づけや今期計画期間について記載

第2章 豊川市の現状

(統計データからみた状況、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果、前計画の評価、障害福祉サービス等の実績 等)

⇒障害者手帳所持者数等統計データからみた豊川市の現状、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果からみた豊川市の課題、第6期障害福祉支援計画等の成果目標に対する実績評価、障害福祉サービス等の利用実績について記載

第3章 計画の基本的な指針

(基本理念、第7期障害福祉支援計画等の基本的事項 等)

⇒計画の基本理念(第4次障害者基本計画との関係)、第7期計画等策定における国の方針・基本的事項について記載

第4章 計画の目標値と見込

(計画の目標値、障害福祉サービス等の見込量、地域生活支援事業の見込量 等)

⇒計画の成果目標に対する豊川市の目標値、今期計画期間中の障害福祉サービス等・地域生活支援事業の見込量及び確保策について記載

第5章 計画の推進体制

(計画の推進、計画の周知・情報提供、計画の点検・評価)

⇒計画の推進、計画の周知・情報提供、計画の点検・評価(PDCAサイクル)について記載

第6章 資料編

(計画策定の経過、策定委員会について、用語説明)

⇒計画策定の経過、策定委員会設置要綱・委員名簿、計画で記載した各種用語の説明について記載

第7期豊川市障害福祉支援計画等策定スケジュール

月	項目	内容
4月	策定委員会設置	・第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会要綱の制定
6月	アンケート調査	・障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、事業者へのアンケート調査を実施 (令和5年6月7日～令和6年6月28日)
	第1回策定委員会 (本日)	・委員委嘱 ・計画の概要説明 ・計画骨子案の提示 ・スケジュール説明 ・アンケート調査及びヒアリング調査説明
7月～ 8月	ヒアリング調査	・障害関係団体へのヒアリング調査を実施
9月	第2回策定委員会	・アンケート調査結果、ヒアリング調査結果報告 ・計画骨子案の検討、協議
～10月	見込量設定	・障害福祉サービス見込量等の検討、設定
11月	第3回策定委員会	・計画素案について協議
12月	豊川市議会 福祉委員会	・計画素案及びパブリックコメントの実施について説明
12月～ 1月	パブリックコメント	・市民向けにパブリックコメントを実施 期間は1ヶ月を予定
2月	第4回策定委員会	・パブリックコメント結果について報告 ・計画最終案について協議
3月	計画策定	・年度末までに計画書を印刷、製本

○策定委員会（第2回以降）の日程について

回	日時	場所
第2回	令和5年9月28日(木) 13時30分～	豊川市役所 本31会議室
第3回	令和5年11月予定	未定
第4回	令和6年2月予定	未定